

平成29年第3回（12月）臨時会

つがる西北五広域連合議会会議録

つがる西北五広域連合議会

目 次

○議決結果表	1
○議事日程	2
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席した者	4
○職務のため出席した事務局職員	4
○開会宣告	5
○開議宣告	5
○日程第1 会議録署名議員の指名	5
○日程第2 会期の決定	5
○日程第3 議案第17号及び	
日程第4 議案第18号	5
○広域連合長あいさつ	7
○閉会宣告	7

平成29年つがる西北五広域連合議会第3回臨時会議決結果表

議案番号	提案月日	件名	議決月日	審議結果
議案第17号	平成29年 12月15日	つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成29年 12月15日	原案可決
議案第18号	平成29年 12月15日	つがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成29年 12月15日	原案可決

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第17号 つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議案第18号 つがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（9名）

1 番 葛 西 収 三 議員（五所川原市）

2 番 吉 岡 良 浩 議員（五所川原市）

3 番 伊 藤 永 慈 議員（五所川原市）

4 番 三 上 洋 議員（つがる市）

5 番 佐々木 直 光 議員（つがる市）

6 番 新 保 勝 敏 議員（鱒ヶ沢町）

7 番 堀 内 榮 治 議員（深浦町）

8 番 加賀谷 忠 榮 議員（鶴田町）

9 番 白 川 孝 憲 議員（中泊町）

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（7名）

広域連合長	平 山 誠 敏（五所川原市）
副広域連合長	福 島 弘 芳（つがる市）
副広域連合長	相 川 正 光（鶴田町）
副広域連合長	濱 舘 豊 光（中泊町）
会計管理者	岩 川 静 子（五所川原市）
事務局長	鎌 田 和 廣
総務課長	片 山 善一朗

◎職務のため出席した事務局職員

総務係長	横 山 晃
総務係主査	宮 本 和 佳
総務係主任	吉 田 俊 介

◎開会宣告

- 葛西収三議長 ただ今の出席議員は 9 名、定足数に達しております。
これより、平成 29 年つがる西北五広域連合議会第 3 回臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

- 葛西収三議長 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第 1 号により進めます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- 葛西収三議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 71 条の規定により、6 番、新保勝敏議員、7 番、堀内榮治議員を指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定

- 葛西収三議長 次に、日程第 2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 葛西収三議長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。
次に、諸般の報告をいたします。
監査委員より地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。

◎日程第 3 議案第 17 号及び日程第 4 議案第 18 号

- 葛西収三議長 次に、日程第 3、議案第 17 号及び日程第 4、議案第 18 号の 2 件を一括議題といたします。

◎提案理由の説明

- 葛西収三議長 連合長より提案理由の説明を求めます。
連合長。

○平山誠敏連合長 ー登壇ー

平成 29 年つがる西北五広域連合議会第 3 回臨時会に提案いたします議案の概要についてご説明申し上げます前に、一言ご挨拶申し上げます。

先月 24 日の連合議会第 2 回定例会におきましては、入院のため欠席となり、議員各位には大変ご迷惑をお掛けいたしましたことに、この場をお借りして深くお詫び申し上げますとともに、ご心配いたしましたことを心から御礼申し上げます。

それでは本臨時会に提案いたしました、議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第 17 号は、つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じ、職員の給料月額を改めるため提案するものであります。

議案第 18 号は、つがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部

を改正する条例の制定についてであります。

人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じ、職員の給料月額を改めるため提案するものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の概要でございます。

詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたします。全議案ともご賛同賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○葛西収三議長 はじめに、議案第 17 号

つがる西北五広域連合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○葛西収三議長 無いようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○葛西収三議長 無いようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○葛西収三議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

○葛西収三議長 次に、議案第 18 号

つがる西北五広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○葛西収三議長 無いようですので、質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○葛西収三議長 無いようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○葛西収三議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、今臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

◎広域連合長あいさつ

○葛西収三議長 連合長より、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。
連合長。

○平山誠敏連合長 ー登壇ー

閉会にあたりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。今臨時会も葛西議長をはじめ、議員各位のご理解とご協力によりまして、全議案とも御議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後とも、圏域の発展及び地域医療の向上のため鋭意努力して参りますので、議員並びに市町長各位には、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、年の瀬も押し迫って参りました。皆様方におかれましては、健康に十分ご留意されまして、ますますご活躍されますよう祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

◎閉会宣告

○葛西収三議長 これにて、平成 29 年つがる西北五広域連合議会第 3 回臨時会を閉会いたします。

どうも、ご苦勞様でした。

午後 3 時 6 分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

つがる西北五広域連合議会議長 葛 西 収 三

つがる西北五広域連合議会議員 新 保 勝 敏

つがる西北五広域連合議会議員 堀 内 榮 治